

佐賀県公安委員会告示第 1 号

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 51 条第 2 項ただし書の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 5 年 3 月 14 日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

1 審査請求人の氏名

山田益美

2 公示事項

令和 4 年 9 月 1 日にされた 1 に掲げる者の審査請求について、当委員会は、同年 12 月 8 日に裁決をしたが、審査請求人に対して裁決書の謄本を送付することができないので、当該裁決書の謄本は、当委員会において保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

なお、審査請求人が当該裁決書の謄本を受領しないときは、この告示文の掲示を始めた日の翌日から起算して 2 週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなされる。